



解体工事特記仕様書	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項																								
<p>【1】工事概要</p> <p>1 工事名称 平成24年度（繰越） 曽根地区倉庫解体工事</p> <p>2 工事場所 船井郡京丹波町 曽根 地内</p> <p>3 工事範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建物解体除却工事</li> <li>植木伐採撤去除根工事</li> <li>撤去跡地整地工事</li> </ul>	1	① 適用基準	<p>※ 建築物解体工事共通仕様書 平成24年版 (監修：国土交通省)</p> <p>※ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 平成22年版 (監修：国土交通省)</p> <p>○ 建築工事標準詳細図 平成22年版 (監修：国土交通省)</p> <p>※ 土木工事共通仕様書（案） 平成22年4月 (監修：京都府)</p> <p>※ 土木工事施工管理基準 平成22年4月 (監修：京都府)</p> <p>※ 土木請負必携 平成22年4月 (監修：京都府)</p> <p>※ 公共建築改修工事標準仕様書 平成22年版 (監修：国土交通省)</p> <p>※ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） 平成22年版 (監修：国土交通省)</p> <p>※ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） 平成22年版 (監修：国土交通省)</p> <p><small>(注：監修欄「国土交通省」は国土交通省大臣官房庁営繕部を示す)</small></p> <p>※ 適用する ○ 適用しない</p> <p>受注時、変更時、完了時の各時点において、工事請負金額が500万円以上の工事について工事実績情報システム（CORINS）に基づき、「工事カルテ」を作成し、監督職員の確認を受けた後、契約締結後10日以内、変更事項の確定日から10日以内、工事解体検査後10日以内に（財）日本建築情報総合センター（以下JACICという）に工事実績情報として「工事カルテ」を作成し、フロッピーディスクにより提出しなければならない。また、日本建築情報センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを監督職員に提出しなければならない。</p> <p>（ただし、期間には、土曜日、日曜日、祝日等は含まない。）</p>	1	⑧ アスベスト成形板の処理 (1. 2. 14)	<p>処理を行うアスベスト成形板の仕様</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>厚さ (mm)</th> <th>種 類</th> <th>厚さ (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●石綿波形スレート板</td> <td>6mm</td> <td>●アスベスト塊</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>処理を行う範囲</p> <p>※図示（撤去建物毎に種別を確認）</p> <p>○全ての室</p> <p>※（倉庫の屋根材）</p> <p>施工調査</p> <p>※アスベスト成形板の撤去に当たり、あらかじめ事前の施工調査を次の事項について行う調査結果は図面により記録し監督職員に提出すること。</p> <p>(1) アスベスト成型板使用部位の確認 記載上の成形板及びその使用範囲以外についても監督職員と協議の上確認を行うこと。</p> <p>(2) アスベスト成形板の種別、厚さ等の確認</p> <p>(3) アスベスト成形板使用数量の確認</p> <p>(4) 施工範囲等の確認</p> <p>確認方法</p> <p>※整形板の製造年等の確認（確認が出来ない場合は分析による確認を行う。）</p> <p>○分析</p> <p>○X線解析法</p> <p>処理方法</p> <p>※「非飛散性アスベスト廃棄物の取り扱いに関する技術指針」に従いあらかじめ処理計画書を作成し、適切に解体処分等を行うこと。</p> <p>※交通整理員B 30人</p> <p>※工事に先立ち、建設工事保険に加入すること。</p> <p>※本工事の施工にあたっては、請負契約書第10条に基づく現場代理人は、主任技術者又は監理技術者と同様、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係のある者を選任しなければならぬ</p> <p>※請負者は、請負金額3千万円以上の（建築一式工事4千5百万円以上）の工事について、施工体制台帳（下請契約書等添付）及び施工体系図を作成し、監督職員に提出しなければならない。</p> <p>※施工図等の著作権に係わる当該建築物に限る使用権は、発注者に移譲される。</p> <p>1) 工事の着手に先立ち、実施工程表を作成し、監督職員の承諾を受ける。</p> <p>2) 契約書の規定に基づく条件変更等により、実施工程表を変更する必要がある場合は、施工等に支障がないよう実施工程表を遅滞なく変更し、当該部分の施工に先立ち、監督職員の承諾を受ける。</p> <p>3) 2)によるほか、実施工程表の内容を変更する必要がある場合は監督職員に報告するとともに、施工等に支障が生じないよう適切な措置を講じる。</p> <p>4) 監督員の指示を受けた場合は、実施工程表の補正として、週間又は月間工程表、工事別工程表等を作成し、監督員に提出する。</p> <p>1) 工事の着手に先立ち、工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監督職員に提出する。</p> <p>2) 品質計画、一工程の施工の確認を行う段階及び施工の具体的な計画を定めた工種別の施工計画書を、当該工事の施工に先立ち作成し、監督職員に提出する。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りではない。</p> <p>3) 2)の施工計画書のうち、品質計画については、監督職員の承諾を受ける。</p> <p>4) 施工計画書の内容を変更する必要がある場合は、監督職員に報告するとともに、施工等に支障が生じないよう適切な措置を講ずる。</p> <p>1) 建築基準法、建築工事に係る資材の再資源化などに関する法律、労働安全衛生法、環境基準法、騒音規制法振動規正法、大気汚染防止法その他関連法令集等によるほか、建設工事公衆災害防止対策要領及び建設副産物適正処理推進要綱に従い、工事の施工に伴う災害の防止及び環境の保全に努める。</p> <p>また、工事に伴い発生する廃棄物は選別等を行い、リサイクル等再資源化に努める。</p> <p>2) 施工中の安全確保に関しては、建築工事安全施工技術指針を参考に、常に工事の安全に留意し、現場管理を行い、災害及び事故の防止に努める。</p> <p>3) 工事現場の安全衛生に関する管理は現場代理人が責任者となり、建築基準法、労働安全衛生法、その他関連法令等に従ってこれを行う。</p> <p>4) 気象予報又は警報等について常に注意を払い、災害の予防に努める。</p> <p>5) 請負者の責任費用負担で、騒音、振動、粉塵、臭気及び大気汚染又は、水質汚濁等の影響が生じないようにすること。また、万が一生じた際は、請負者の責任費用負担で対処すること。</p> <p>※ 建設業法第26条に定める主任技術者又は監理技術者は、その資格を証明する資料を監督職員に提出して承諾を受けること。（指定建築業監理技術者資格証明書等）</p> <p>※ 監督職員が指示した事項又は協議した事項について記録し、監督職員に提出する。また、監督職員が指示する工事写真、見本品、試験成績書等其他必要な資料は整備して提出する。</p> <p>※ 解体分の残地部分を含めた配置図及び地盤の縦横断面図を一部提出すること。</p> <p>※ 月報は毎月20日までに、同月25日までに提出する。</p> <p>※ 日報は監督職員の指示による。週報は毎週（月）曜日に提出する。</p>	種 類	厚さ (mm)	種 類	厚さ (mm)	●石綿波形スレート板	6mm	●アスベスト塊																	
種 類	厚さ (mm)	種 類	厚さ (mm)																											
●石綿波形スレート板	6mm	●アスベスト塊																												
<p>総 則 編</p>		③ 処理計画書の提出 (1. 2. 14)	<p>※ 再生資源利用促進計画書、再生資源利用促進実施書を提出する。 (CREDAS入力及び集計システムで作成し、FDにて提出すること。)</p> <p>※ 残土及び廃棄物処理計画書、残土及び廃棄物処理報告書を提出する。</p>																											
<p>【2】適用範囲 (1. 1. 5)</p> <p>質問回答書、本特記仕様書、設計図、解体工事仕様書、標準仕様書、改修工事仕様書に示す範囲とする。全ての設計図書は、相互に補完するものとし、相違がある場合は、上記の順番を優先順位とする。上記の解体工事共通仕様書とは、国土交通省大臣官房庁営繕部監修建築物解体工事共通仕様書（平成24年版）をいう。（以下、これを「解体共仕」という。）解体共仕に記載されていない事項は、公共建築工事標準仕様書（平成22年版）（以下、これを「標仕」という。）による。</p> <p>本工事の施工にあたって、土木工事にあつては、「土木工事共通仕様書（案）平成22年4月監修：京都府」の適用を受けるものとする。</p> <p>本書に特に記載のない事項にあつても、すべて、「解体共仕」の適用を受けるものとする。</p>		④ 発生材の処理等 (1. 2. 14)	<p>○ 引き渡しを要するもの（現場説明）</p> <p>○ 現場において再利用を図るもの、再資源化を図るもの。（）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>コンクリート類</th> <th>アスファルト類</th> <th>木 材 類</th> <th>鉄 類</th> <th>アスベスト成形板</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定処分地</td> <td>南丹市</td> <td></td> <td>南丹市</td> <td></td> <td>京丹波町</td> </tr> <tr> <td>処分業者</td> <td>宏誠</td> <td></td> <td>宏誠</td> <td></td> <td>京都環境保全センター</td> </tr> <tr> <td>自由処分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※自由処分（最寄りの再資源化施設へ搬出すること。）</p> <p>● 指定副産物以外の搬出</p> <p>※構外搬出適切処理</p> <p>○ 特別管理産業廃棄物の処理（）</p> <p>※産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度により、適正な処理を行うこと。</p> <p>※産業廃棄物の処理を委託する場合は、運搬と処分についてそれぞれの許可業者と処理委託料を記載した「処理委託契約書」により委託契約すること。</p>	種 類	コンクリート類	アスファルト類	木 材 類	鉄 類	アスベスト成形板	指定処分地	南丹市		南丹市		京丹波町	処分業者	宏誠		宏誠		京都環境保全センター	自由処分						⑨ 交通整理員	⑩ 建設工事保険	
種 類	コンクリート類	アスファルト類	木 材 類	鉄 類	アスベスト成形板																									
指定処分地	南丹市		南丹市		京丹波町																									
処分業者	宏誠		宏誠		京都環境保全センター																									
自由処分																														
<p>【3】関係法令等の遵守</p> <p>工事の施工にあたっては、工事請負契約書・建築基準法・建設業法・労働基準法・労働安全衛生法・廃棄物の処理及び清掃に関する法律・建設リサイクル法・石綿障害予防規則・大気汚染法・建設副産物適正処理推進要綱・建設工事公衆災害防止対策要綱等の関係法令を守り行う。</p>		⑤ 産業廃棄物運搬車両の表示等	<p>※自己（社）運搬の場合</p> <p>収集運搬車両の両側面に鮮明に識別しやすい文字の色で次の内容の表示をおこなうこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「産業廃棄物運搬車」の文字（同 140ポイント以上（5cm以上））</li> <li>事業者の氏名又は名称（同 90ポイント以上（3cm以上））</li> </ul> <p>収集運搬車両は、次の内容が記載された書面を備え付けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「氏名又は名称及び住所」、「運搬する産業廃棄物の種類及び数量」、「運搬する産業廃棄物の積載日」「積載した事業者の名称、所在地及び連絡先」「運搬先の事業場の名称、所在地及び連絡先」</li> </ul> <p>※許可業者に運搬を委託する場合</p> <p>収集運搬車両の両側面に鮮明に識別しやすい文字の色で次の内容の表示がされている業者に委託すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「産業廃棄物運搬車」の文字（JISZ8305 140ポイント以上（5cm以上））</li> <li>許可業者の氏名又は名称（同 90ポイント以上（3cm以上））</li> <li>統一許可番号（下6桁）（同 90ポイント以上（3cm以上））</li> </ul> <p>収集運搬車両に次の書面が備え付けられている業者に委託すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し</li> <li>産業廃棄物管理票（マニフェスト）</li> </ul> <p>※提出資料</p> <p>工事完成時に産業廃棄物の収集運搬車両への表示状況が確認できる写真を提出すること。</p>	⑪ 現場代理人	12 施工体制台帳等の作成・提出 (1. 2. 12)																									
<p>【4】工事区分 (1. 1. 3)</p> <p>設計図書による別契約の施工上密接に関連する工事との取り合い部分が発生する場合は、十分打合わせの上解体を行うこと。</p>		⑥ 産業廃棄物税	<p>平成17年4月1日より「京都府産業廃棄物税条例」に基づき導入される産業廃棄物税（以下「産廃税」という。）は、京都府内の最終処分施設に搬入される産業廃棄物について課税されるものである。また、中間処理施設に搬入された産業廃棄物においても、リサイクル後の処理残滓等が最終処分場に搬入される場合は、最終処分場に搬入される量に対して課税される。なお、本工事においても、産廃税相当額を見込んでいる。</p>	⑫ 施工計画書 (1. 2. 2)	⑬ 施工図等の取扱い																									
<p>【5】工事仕様</p> <p>1. 設計図書による。設計図書に記載されていない事項は、「標仕」のほか別記の適用基準による。</p> <p>2. 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。</p> <p>3. 特記事項は、●印の付いたものを適用する。●印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。※印と●印の付いた場合は共に適用する。※印が抹消された場合は、●印のもののみ適用する。</p> <p>4. 項目及び特記事項に記載の（ ）内表示番号は「解体共仕」の当該項目、当該図又は当該表を示し、[ ] 内表示番号は「改修標仕」の当該項目、当該図又は当該表を示す。</p>		⑦ 技能士 (1. 2. 4)	<p>仮設工事 ●とび工事</p>	⑭ 実施工程表 (1. 2. 1)	⑮ 施工中の安全確保及び環境保全 (1. 3. 6) (1. 3. 9)																									
				⑯ 管理技術者及び主任技術者	⑰ 工事の記録 (1. 2. 3)																									
				⑱ 竣工図等	⑳ 工事工程報告																									

訂正	_____	_____	_____
	_____	_____	_____
	_____	_____	_____

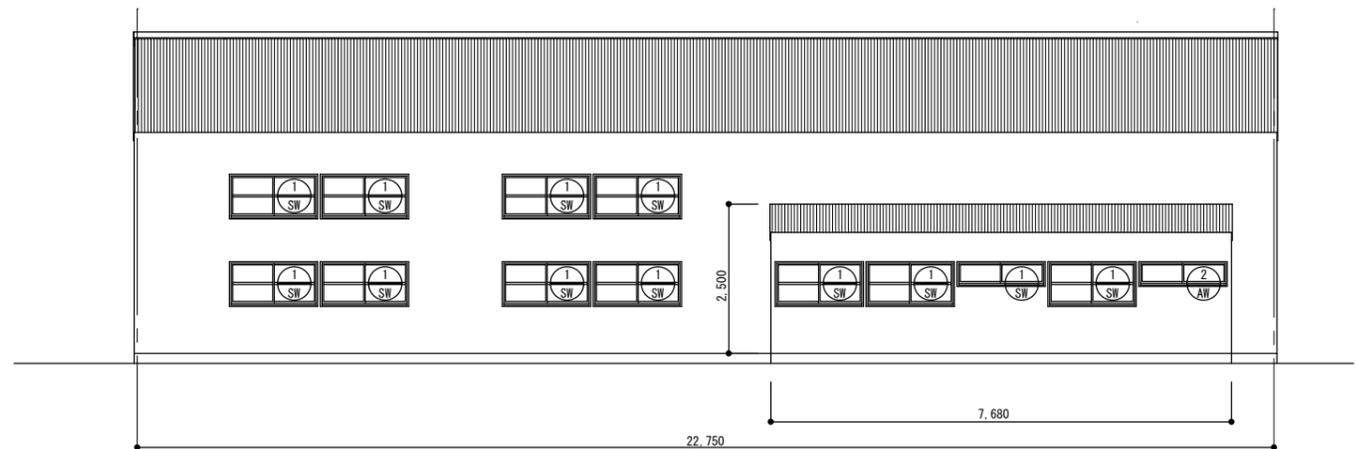
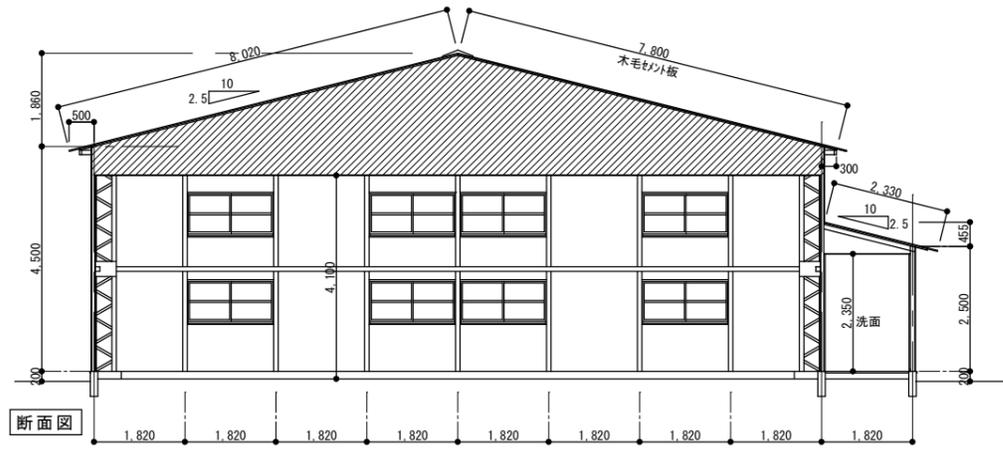
Kazu 一級建築士事務所	承 諾	設 計	担 当	製 図	縮尺
	前田和成 (一級建築士登録番号 第158503号)			前田	製作日

工事名称	平成24年度（繰越） 曽根地区倉庫解体工事	図面番号	1
図面名称	解体工事特記仕様書 N O . 1		

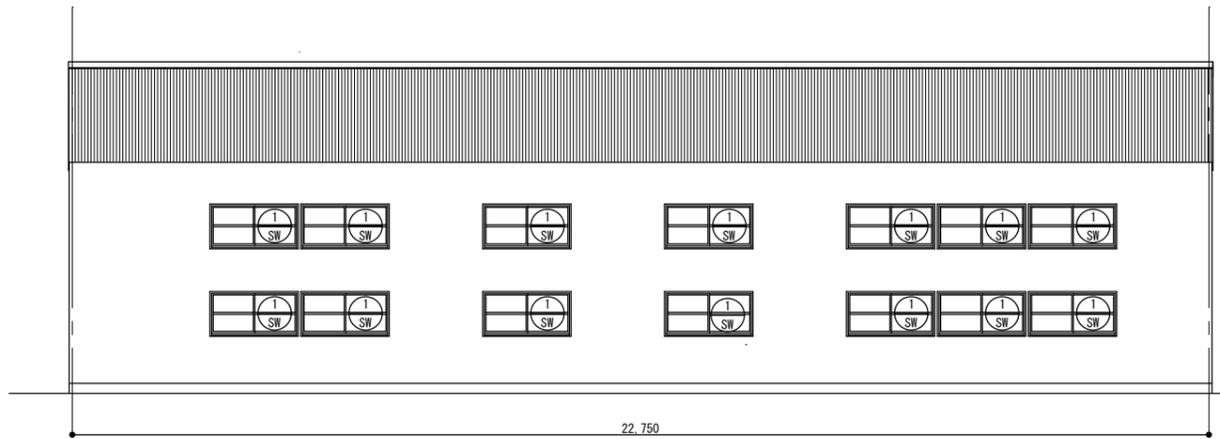
項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	
1 一般共通事項	㉑ 建設業退職金共済制度	3 事前調査	① 事前調査	※施工に先立ち、下記の事項について事前調査を行う。 1. 建物解体工事に係る敷地の配置状況 2. 周辺状況 3. 各分別品目の棟内存置状況 4. 建築物への水道引込管、電気引込線、及びガス引込管等の埋設存置状況 5. 各分別品目の発生量の予測 6. 各分別品目の撤去・保存方法 7. 有害物質（アスベスト成形板、石綿管、PCB等）の存置状況及びこれらの適正処理に係る対応策の検討 8. 各分別品目の現場内保管スペースの確保に係る検討	8 その他	① 屋外電気設備	※解体する建築物の周囲の設備調査の結果、関西電力・NTTの不要となる支柱及び配線類は、請負業者の責任により撤去処分とすること。	
	㉒ 建設機械 (1.2.10)		※「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号）または、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する指定（平成9年建設省告示第1536号）」第2条第1項の規定に基づき指定された建設機械を使用すること。 なお、上記建設機械であることを確認できる写真を撮影し、監督職員に提出すること。ただし、京都府告示第500号に基づき「騒音規制法に基づく地域の指定」を除く地域又は、これにより難い場合は監督職員と協議すること。 ※工事写真の撮り方（改訂2版）建築編（国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修）によるほかは監督職員の指示による。 ※下記のことを監督職員に提出する。	② 事前調査		※施工に先立ち、下記の事項について事前調査を行う。 1. 建物解体工事に係る敷地の配置状況 2. 周辺状況 3. 各分別品目の棟内存置状況 4. 建築物への水道引込管、電気引込線、及びガス引込管等の埋設存置状況 5. 各分別品目の発生量の予測 6. 各分別品目の撤去・保存方法 7. 有害物質（アスベスト成形板、石綿管、PCB等）の存置状況及びこれらの適正処理に係る対応策の検討 8. 各分別品目の現場内保管スペースの確保に係る検討	② 屋内電気設備	※建物に取付られている照明器具は、事前に取り外し場内に分別集積の上、適切に処理すること。
	㉓ 工事写真 (1.8.1)		※施工写真の撮り方（改訂2版）建築編（国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修）によるほかは監督職員の指示による。 ※下記のことを監督職員に提出する。	③ 事前調査		※施工に先立ち、下記の事項について事前調査を行う。 1. 建物解体工事に係る敷地の配置状況 2. 周辺状況 3. 各分別品目の棟内存置状況 4. 建築物への水道引込管、電気引込線、及びガス引込管等の埋設存置状況 5. 各分別品目の発生量の予測 6. 各分別品目の撤去・保存方法 7. 有害物質（アスベスト成形板、石綿管、PCB等）の存置状況及びこれらの適正処理に係る対応策の検討 8. 各分別品目の現場内保管スペースの確保に係る検討	③ 屋外機械設備	※給水管は事前に調査を行い、不要部分については町上水道と切り離す。 上記の処理後、宅地内の給水管等は、堀上撤去する。
㉔ 諸官庁等への	※施工に先立ち、関係機関に手続きのうえ撤去工事を行う。	4 工事計画	① 工事計画の策定	※施工に先立ち、下記の事項について工事計画書を作成し、監督職員に提出すること。 1. 工事施工上の対策（騒音・振動、防塵その他の対策に係る検討） 2. 分別解体・再資源化等管理実施計画（下請業者への指導体制、再資源化事業者などとの連絡体制等） 3. 各分別品目の存置状況及び発生見込量 4. 施工手順及び施工手順ごとに発生する分別品目の種類 5. 各分別品目に係る解体・保管方法 6. 保管スペースの計画図 7. 各分別品目に係る搬出および再資源化等の方法 8. 有害物質の適正処理計画 9. 使用機械	④ 屋内機械設備	※建物に露出配管されているガス管及び給湯器は、事前に撤去する。		
㉕ 近隣への連絡等	●施工概要・工程等を事前に説明して協力を求めること。		⑤ 解体工事	① 一般事項	※騒音規制法、振動規制法その他関連法令にに従い、災害及び公害の防止に努めること。 ※解体材の破片及び粉塵の飛散を防止するため、シート類または防網などによる養生、仮囲いを行うとともに、散水などの処置を行うこと。 ※第3者からの苦情申出があったときは、遅滞なくその内容について監督職員に報告すること。 ② 解体作業等	⑤ その他	※給水管、下水管の撤去に際しては、京丹波町水道課と打ち合わせの上撤去工事を行うこと。 ※工用副産物は、指定した搬出先に処分すること。 ※交通対策・騒音・粉塵・振動・汚染排水等により、通行者及び近隣住民に迷惑のかからないよう十分配慮すること。 ※安全災害防止対策等 ①工用車両（関係車両全て）の進入・退出は、ステッカー貼付け等により工事関係車両であることを明らかにすること。 ②工事車両等の進入・退出・停車等にあたっては十分な注意を払い、通行者等の安全を第一に図ること。 ③資材の搬入・搬出時には必ずシート等にてカバーし、土砂・コンクリート等が飛散しないよう注意するとともに、タイヤ等に付着した土砂によって道路汚損等ないように適切な管理に努めること。道路等を汚損した場合は速やかに清掃等の復旧を行うこととし、工事期間中の進入路・退出路にかかる維持管理（舗装・構造物等の保護養生及び補修等）は請負者で行うこと。 ④工事により周囲の建物や工作物に汚損等が生じた場合は、請負者の責任で誠意を持って解決に努めること。 ⑤休日及び作業時間 行政機関の休日に関する法律に定める行政機関の休日（以下1から3項）及び以下4項の期間には、工事の施工を行わない。ただし、設計図書に定めのある場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りではない。 1 日曜日及び土曜日 2 国民の祝日に関する法律に規定する休日 3 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号にあげる日を除く。） 4 現場周辺の行祭事の期間 作業時間 平日一般 午前8時30分～午後5時30分 騒音・振動を伴う場合 午前8時30分～午後5時00分 大型車の出入り 午前8時30分～午後5時00分	
2 仮設工事	1 監督員事務所 (1.3.4)	面積 ○ 10㎡程度 ○ 20㎡程度 ○ 35㎡程度 ○ 65㎡程度 ○ 100㎡程度	① 一般事項	※騒音規制法、振動規制法その他関連法令にに従い、災害及び公害の防止に努めること。 ※解体材の破片及び粉塵の飛散を防止するため、シート類または防網などによる養生、仮囲いを行うとともに、散水などの処置を行うこと。 ※第3者からの苦情申出があったときは、遅滞なくその内容について監督職員に報告すること。 ② 解体作業等	8 その他	① 屋外電気設備	※解体する建築物の周囲の設備調査の結果、関西電力・NTTの不要となる支柱及び配線類は、請負業者の責任により撤去処分とすること。	
	2 監督員事務所の備品等 (1.3.4)	○机 ○いす ○書棚 ○黒板 ○製図板 ○掛時計 ○温度計 ○ゴム長靴 ○雨かっぱ ○保護帽 ○懐中電灯 ○加入電話の付属電話機 ○衣類ロッカー ○冷暖房機器 ○消化器 ○湯沸器 ○掃除具 ○ ○共仕（平成16年度版） ○共仕解説書（平成13年度版） ○工事写真の撮り方（改訂2版）建築編	③ 解体材の処理	※騒音規制法、振動規制法その他関連法令にに従い、災害及び公害の防止に努めること。 ※解体材の破片及び粉塵の飛散を防止するため、シート類または防網などによる養生、仮囲いを行うとともに、散水などの処置を行うこと。 ※第3者からの苦情申出があったときは、遅滞なくその内容について監督職員に報告すること。 ② 解体作業等		② 屋内電気設備	※建物に取付られている照明器具は、事前に取り外し場内に分別集積の上、適切に処理すること。	
	③ 工事用水 (1.3.1)	構内既存の施設 ●利用できない ○利用できる (※有償 ○無償)	④ 樹木	※騒音規制法、振動規制法その他関連法令にに従い、災害及び公害の防止に努めること。 ※解体材の破片及び粉塵の飛散を防止するため、シート類または防網などによる養生、仮囲いを行うとともに、散水などの処置を行うこと。 ※第3者からの苦情申出があったときは、遅滞なくその内容について監督職員に報告すること。 ② 解体作業等		③ 屋外機械設備	※給水管は事前に調査を行い、不要部分については町上水道と切り離す。 上記の処理後、宅地内の給水管等は、堀上撤去する。	
④ 工事用電力	構内既存の施設 ●利用できない ○利用できる (※有償 ○無償)	⑤ 整地、埋戻、盛土	② 解体作業等	※騒音規制法、振動規制法その他関連法令にに従い、災害及び公害の防止に努めること。 ※解体材の破片及び粉塵の飛散を防止するため、シート類または防網などによる養生、仮囲いを行うとともに、散水などの処置を行うこと。 ※第3者からの苦情申出があったときは、遅滞なくその内容について監督職員に報告すること。 ② 解体作業等	④ 屋内機械設備	※建物に露出配管されているガス管及び給湯器は、事前に撤去する。		
⑤ 仮囲い等 (1.3.1)	※図示 ○	⑥ 建設発生土の処理	③ 解体材の処理	※騒音規制法、振動規制法その他関連法令にに従い、災害及び公害の防止に努めること。 ※解体材の破片及び粉塵の飛散を防止するため、シート類または防網などによる養生、仮囲いを行うとともに、散水などの処置を行うこと。 ※第3者からの苦情申出があったときは、遅滞なくその内容について監督職員に報告すること。 ② 解体作業等	⑤ その他	※給水管、下水管の撤去に際しては、京丹波町水道課と打ち合わせの上撤去工事を行うこと。 ※工用副産物は、指定した搬出先に処分すること。 ※交通対策・騒音・粉塵・振動・汚染排水等により、通行者及び近隣住民に迷惑のかからないよう十分配慮すること。 ※安全災害防止対策等 ①工用車両（関係車両全て）の進入・退出は、ステッカー貼付け等により工事関係車両であることを明らかにすること。 ②工事車両等の進入・退出・停車等にあたっては十分な注意を払い、通行者等の安全を第一に図ること。 ③資材の搬入・搬出時には必ずシート等にてカバーし、土砂・コンクリート等が飛散しないよう注意するとともに、タイヤ等に付着した土砂によって道路汚損等ないように適切な管理に努めること。道路等を汚損した場合は速やかに清掃等の復旧を行うこととし、工事期間中の進入路・退出路にかかる維持管理（舗装・構造物等の保護養生及び補修等）は請負者で行うこと。 ④工事により周囲の建物や工作物に汚損等が生じた場合は、請負者の責任で誠意を持って解決に努めること。 ⑤休日及び作業時間 行政機関の休日に関する法律に定める行政機関の休日（以下1から3項）及び以下4項の期間には、工事の施工を行わない。ただし、設計図書に定めのある場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りではない。 1 日曜日及び土曜日 2 国民の祝日に関する法律に規定する休日 3 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号にあげる日を除く。） 4 現場周辺の行祭事の期間 作業時間 平日一般 午前8時30分～午後5時30分 騒音・振動を伴う場合 午前8時30分～午後5時00分 大型車の出入り 午前8時30分～午後5時00分		
⑥ 現場における表示板 (1.3.5)	※500×1800 ○	⑦ その他	④ 樹木	※騒音規制法、振動規制法その他関連法令にに従い、災害及び公害の防止に努めること。 ※解体材の破片及び粉塵の飛散を防止するため、シート類または防網などによる養生、仮囲いを行うとともに、散水などの処置を行うこと。 ※第3者からの苦情申出があったときは、遅滞なくその内容について監督職員に報告すること。 ② 解体作業等	8 その他	⑤ その他	※給水管、下水管の撤去に際しては、京丹波町水道課と打ち合わせの上撤去工事を行うこと。 ※工用副産物は、指定した搬出先に処分すること。 ※交通対策・騒音・粉塵・振動・汚染排水等により、通行者及び近隣住民に迷惑のかからないよう十分配慮すること。 ※安全災害防止対策等 ①工用車両（関係車両全て）の進入・退出は、ステッカー貼付け等により工事関係車両であることを明らかにすること。 ②工事車両等の進入・退出・停車等にあたっては十分な注意を払い、通行者等の安全を第一に図ること。 ③資材の搬入・搬出時には必ずシート等にてカバーし、土砂・コンクリート等が飛散しないよう注意するとともに、タイヤ等に付着した土砂によって道路汚損等ないように適切な管理に努めること。道路等を汚損した場合は速やかに清掃等の復旧を行うこととし、工事期間中の進入路・退出路にかかる維持管理（舗装・構造物等の保護養生及び補修等）は請負者で行うこと。 ④工事により周囲の建物や工作物に汚損等が生じた場合は、請負者の責任で誠意を持って解決に努めること。 ⑤休日及び作業時間 行政機関の休日に関する法律に定める行政機関の休日（以下1から3項）及び以下4項の期間には、工事の施工を行わない。ただし、設計図書に定めのある場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りではない。 1 日曜日及び土曜日 2 国民の祝日に関する法律に規定する休日 3 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号にあげる日を除く。） 4 現場周辺の行祭事の期間 作業時間 平日一般 午前8時30分～午後5時30分 騒音・振動を伴う場合 午前8時30分～午後5時00分 大型車の出入り 午前8時30分～午後5時00分	
⑦ 足場その他 (1.3.1)	※枠組足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」（厚生労働省平成15年4月策定）により、設置については同ガイドラインに基づく働きやすい安心感のある足場とし、二段手すりと幅木の機能を有する部材があらかじめ備えられた手すり先行専用足場型とするか、または改善措置機材を用いて手すり先行専用足場型と同等の機能を確保するものとする。	⑦ その他	⑤ 整地、埋戻、盛土	※騒音規制法、振動規制法その他関連法令にに従い、災害及び公害の防止に努めること。 ※解体材の破片及び粉塵の飛散を防止するため、シート類または防網などによる養生、仮囲いを行うとともに、散水などの処置を行うこと。 ※第3者からの苦情申出があったときは、遅滞なくその内容について監督職員に報告すること。 ② 解体作業等		⑤ その他	※給水管、下水管の撤去に際しては、京丹波町水道課と打ち合わせの上撤去工事を行うこと。 ※工用副産物は、指定した搬出先に処分すること。 ※交通対策・騒音・粉塵・振動・汚染排水等により、通行者及び近隣住民に迷惑のかからないよう十分配慮すること。 ※安全災害防止対策等 ①工用車両（関係車両全て）の進入・退出は、ステッカー貼付け等により工事関係車両であることを明らかにすること。 ②工事車両等の進入・退出・停車等にあたっては十分な注意を払い、通行者等の安全を第一に図ること。 ③資材の搬入・搬出時には必ずシート等にてカバーし、土砂・コンクリート等が飛散しないよう注意するとともに、タイヤ等に付着した土砂によって道路汚損等ないように適切な管理に努めること。道路等を汚損した場合は速やかに清掃等の復旧を行うこととし、工事期間中の進入路・退出路にかかる維持管理（舗装・構造物等の保護養生及び補修等）は請負者で行うこと。 ④工事により周囲の建物や工作物に汚損等が生じた場合は、請負者の責任で誠意を持って解決に努めること。 ⑤休日及び作業時間 行政機関の休日に関する法律に定める行政機関の休日（以下1から3項）及び以下4項の期間には、工事の施工を行わない。ただし、設計図書に定めのある場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りではない。 1 日曜日及び土曜日 2 国民の祝日に関する法律に規定する休日 3 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号にあげる日を除く。） 4 現場周辺の行祭事の期間 作業時間 平日一般 午前8時30分～午後5時30分 騒音・振動を伴う場合 午前8時30分～午後5時00分 大型車の出入り 午前8時30分～午後5時00分	
⑧ 災害防止用設備	○養生用金網柵 ○防災シート ○安全ネット ●防護シート ○防音パネル	⑦ その他	⑥ 建設発生土の処理	※騒音規制法、振動規制法その他関連法令にに従い、災害及び公害の防止に努めること。 ※解体材の破片及び粉塵の飛散を防止するため、シート類または防網などによる養生、仮囲いを行うとともに、散水などの処置を行うこと。 ※第3者からの苦情申出があったときは、遅滞なくその内容について監督職員に報告すること。 ② 解体作業等		⑤ その他	※給水管、下水管の撤去に際しては、京丹波町水道課と打ち合わせの上撤去工事を行うこと。 ※工用副産物は、指定した搬出先に処分すること。 ※交通対策・騒音・粉塵・振動・汚染排水等により、通行者及び近隣住民に迷惑のかからないよう十分配慮すること。 ※安全災害防止対策等 ①工用車両（関係車両全て）の進入・退出は、ステッカー貼付け等により工事関係車両であることを明らかにすること。 ②工事車両等の進入・退出・停車等にあたっては十分な注意を払い、通行者等の安全を第一に図ること。 ③資材の搬入・搬出時には必ずシート等にてカバーし、土砂・コンクリート等が飛散しないよう注意するとともに、タイヤ等に付着した土砂によって道路汚損等ないように適切な管理に努めること。道路等を汚損した場合は速やかに清掃等の復旧を行うこととし、工事期間中の進入路・退出路にかかる維持管理（舗装・構造物等の保護養生及び補修等）は請負者で行うこと。 ④工事により周囲の建物や工作物に汚損等が生じた場合は、請負者の責任で誠意を持って解決に努めること。 ⑤休日及び作業時間 行政機関の休日に関する法律に定める行政機関の休日（以下1から3項）及び以下4項の期間には、工事の施工を行わない。ただし、設計図書に定めのある場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りではない。 1 日曜日及び土曜日 2 国民の祝日に関する法律に規定する休日 3 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号にあげる日を除く。） 4 現場周辺の行祭事の期間 作業時間 平日一般 午前8時30分～午後5時30分 騒音・振動を伴う場合 午前8時30分～午後5時00分 大型車の出入り 午前8時30分～午後5時00分	
⑨ 安全標識等	※安全を必要とする場所には、監督職員の指示に従い標識、夜間の安全灯等を設置すること。	6 家屋調査	① 事前調査	※解体する建築物の周辺家屋及び構造物等について、工事施工前に監督職員立会いの元確認を行い、その結果を報告書として提出する。 ●調査対象家屋は、隣接建物とおりとする。 ●調査は、周辺状況を確認し、事前に写真等で提出すること。 ○共通仕様書については、「用地調査等共通仕様書（近畿地区用地対策連絡協議会）」による。 ●成果品は、各1部提出とする。 ○成果品の提出物は、調査写真、建物図面、建物調査書、工作物調査書、その他とする。 ※調査は建築物の内部、外部とも実施すること。なお、建築物所有者から調査辞退の申し出を受けた場合は、当該所有者等に係る調査は、実施しないこと。また、経過について文章にて報告すること。 ※工事完了後も同様に立ち会い確認を行なったあと報告書を提出する。 ○調査対象家屋は、1事前調査で指示した図面のとおりとする。 ○調査内容及び成果品等については、1事前調査と同様とする。	⑤ その他	※給水管、下水管の撤去に際しては、京丹波町水道課と打ち合わせの上撤去工事を行うこと。 ※工用副産物は、指定した搬出先に処分すること。 ※交通対策・騒音・粉塵・振動・汚染排水等により、通行者及び近隣住民に迷惑のかからないよう十分配慮すること。 ※安全災害防止対策等 ①工用車両（関係車両全て）の進入・退出は、ステッカー貼付け等により工事関係車両であることを明らかにすること。 ②工事車両等の進入・退出・停車等にあたっては十分な注意を払い、通行者等の安全を第一に図ること。 ③資材の搬入・搬出時には必ずシート等にてカバーし、土砂・コンクリート等が飛散しないよう注意するとともに、タイヤ等に付着した土砂によって道路汚損等ないように適切な管理に努めること。道路等を汚損した場合は速やかに清掃等の復旧を行うこととし、工事期間中の進入路・退出路にかかる維持管理（舗装・構造物等の保護養生及び補修等）は請負者で行うこと。 ④工事により周囲の建物や工作物に汚損等が生じた場合は、請負者の責任で誠意を持って解決に努めること。 ⑤休日及び作業時間 行政機関の休日に関する法律に定める行政機関の休日（以下1から3項）及び以下4項の期間には、工事の施工を行わない。ただし、設計図書に定めのある場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りではない。 1 日曜日及び土曜日 2 国民の祝日に関する法律に規定する休日 3 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号にあげる日を除く。） 4 現場周辺の行祭事の期間 作業時間 平日一般 午前8時30分～午後5時30分 騒音・振動を伴う場合 午前8時30分～午後5時00分 大型車の出入り 午前8時30分～午後5時00分		

訂正		Kazu 一級建築士事務所 前田和成 (一級建築士登録番号 第158503号)	承諾	設計	担当	製図	縮尺	工事名称	平成24年度(繰越) 曽根地区倉庫解体工事	図面番号 2
			前田	製作日	図面名称	解体工事特記仕様書 NO. 2				

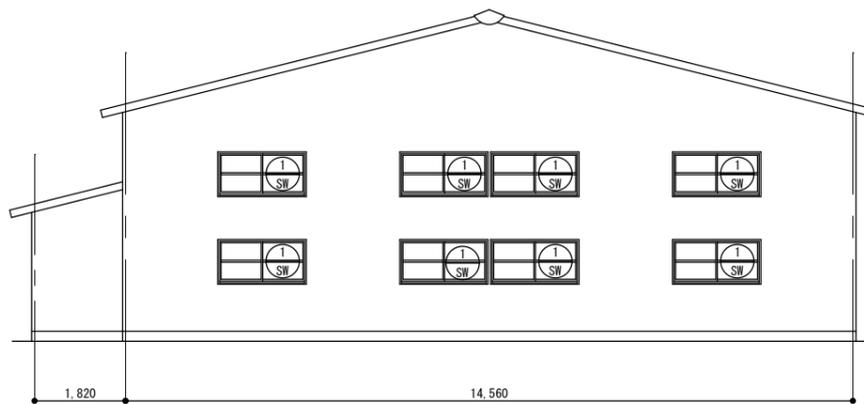




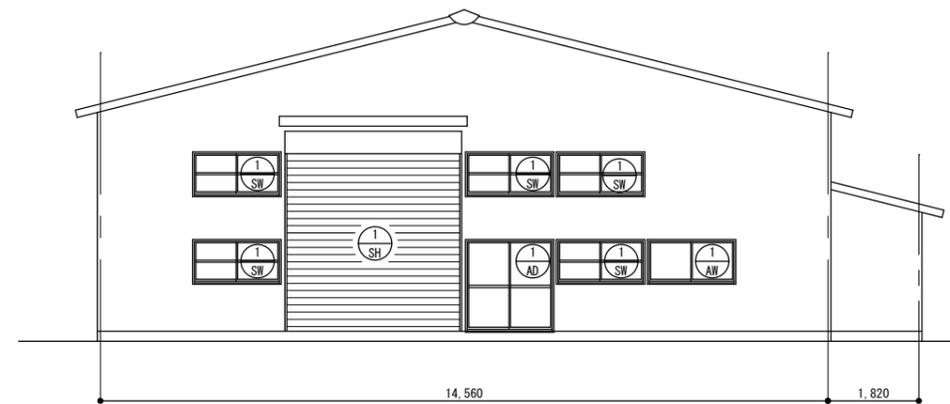
南立面図



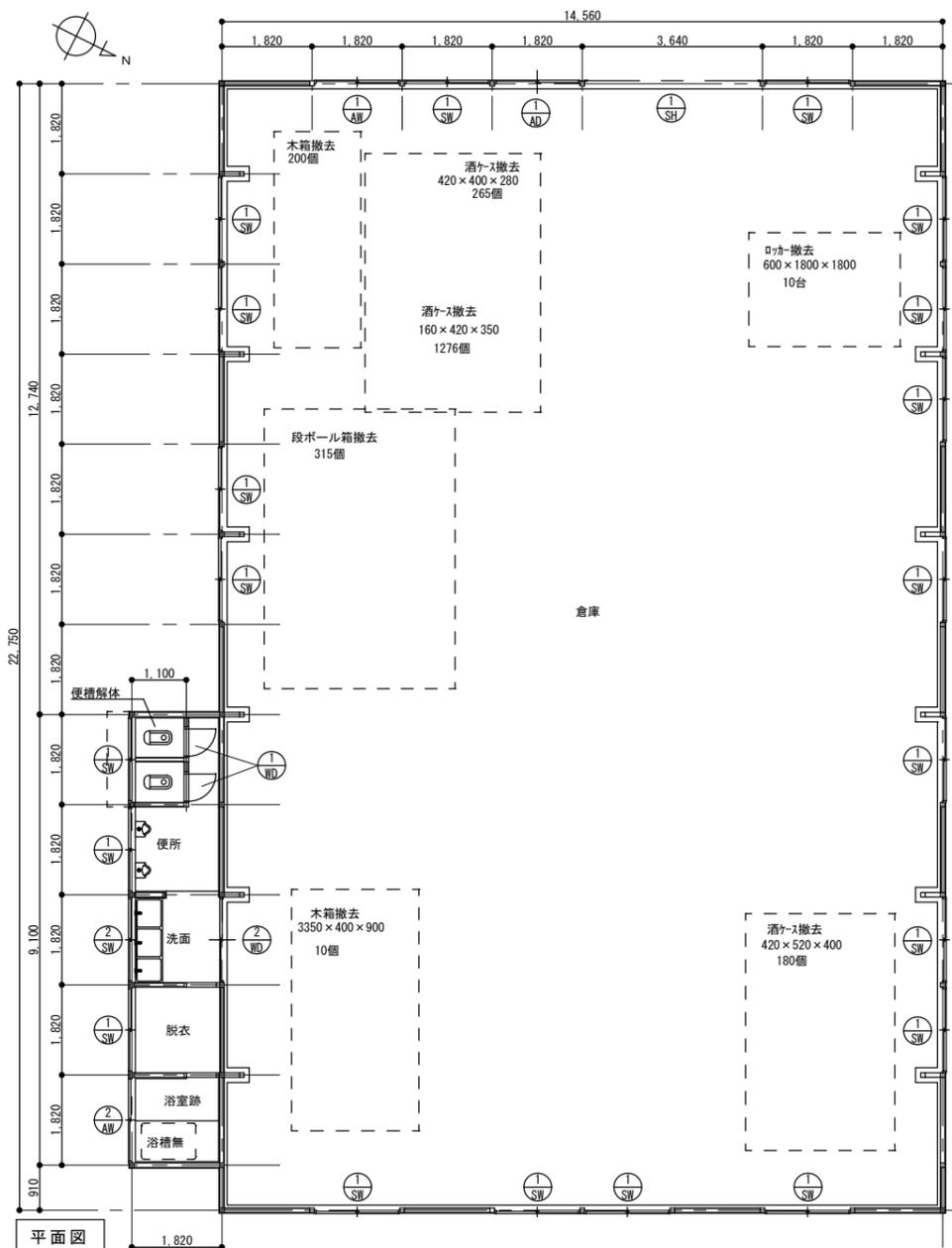
北立面図



東立面図



西立面図



平面図

仕上表

外部仕上		内部仕上	
屋根	小波型AL-t=6.3mm 木毛ワラ下板 t=25mm	倉庫	天井 化粧合板 t=4mm
外壁	小波形鉄板 t=2.5mm	壁	化粧合板 t=4mm
巾木	コンクリート打ち放し	床	土間一部木板張り t=12mm
備考		備考	
床面積	311.24 + 16.54 = 327.78㎡	洗面 脱衣	天井 化粧合板 t=4mm
		壁	化粧合板 t=4mm
		床	木板張り t=12mm
		備考	スリッパ置き台 3層
		便所	天井 化粧合板 t=4mm
		壁	瓦葺下地の上へ吹付
		腰	瓦葺下地の上へ吹付
		床	土間コンクリートの上へ吹付
		備考	小便器2基 和風大便器2基

1 AD	1 AW	2 AW
アルミサッシ 1ヶ所	アルミサッシ 1ヶ所	アルミサッシ 1ヶ所
W=1.650 H=1.780	W=1.680 H=830	W=1.680 H=410
ガラス t=4透明 1ヶ所	ガラス t=4透明	ガラス t=4透明
スチールサッシ 38ヶ所	スチールサッシ 1ヶ所	スチールシャッター 1ヶ所
W=1.670 H=830	W=1.670 H=400	W=3.450 H=3.000
ガラス t=4透明 1ヶ所	ガラス t=4透明	スチール t=0.4mm
木製建具	木製建具	
W=700 H=1.800	W=1.650 H=1.800	

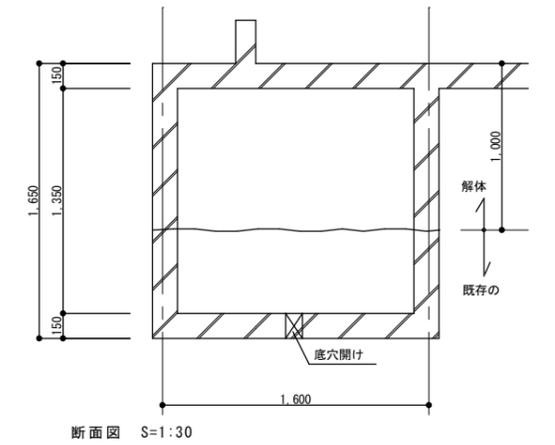
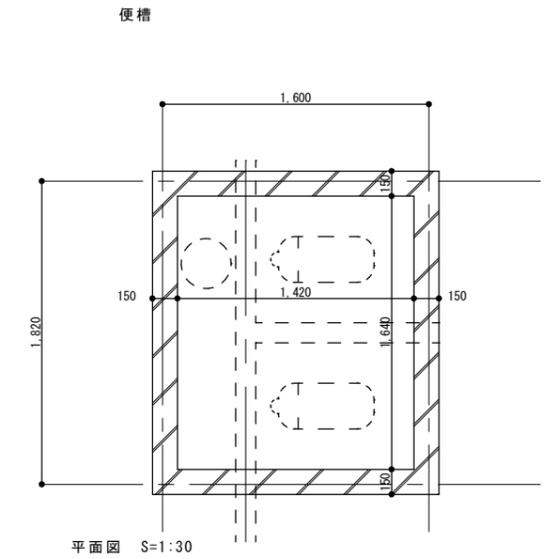
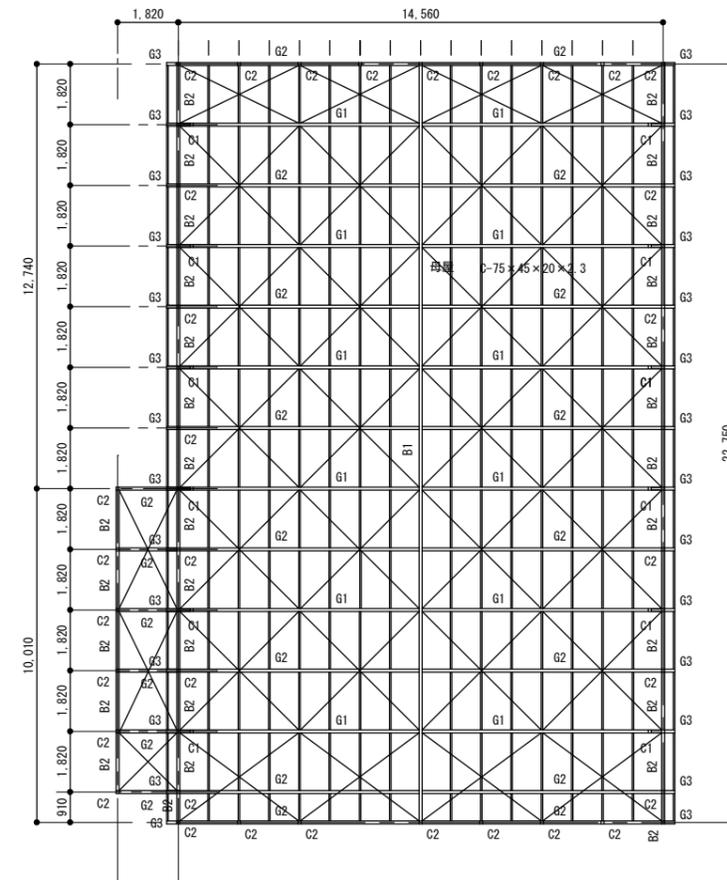
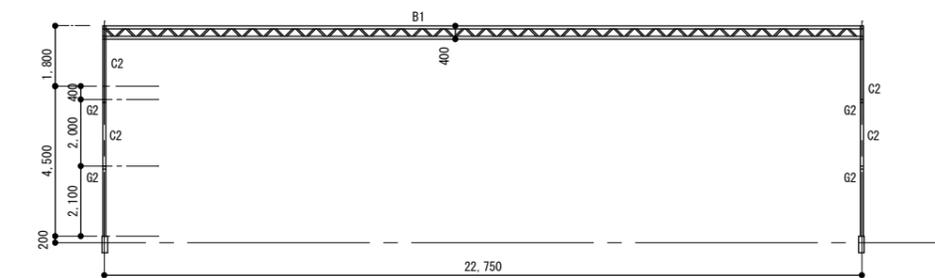
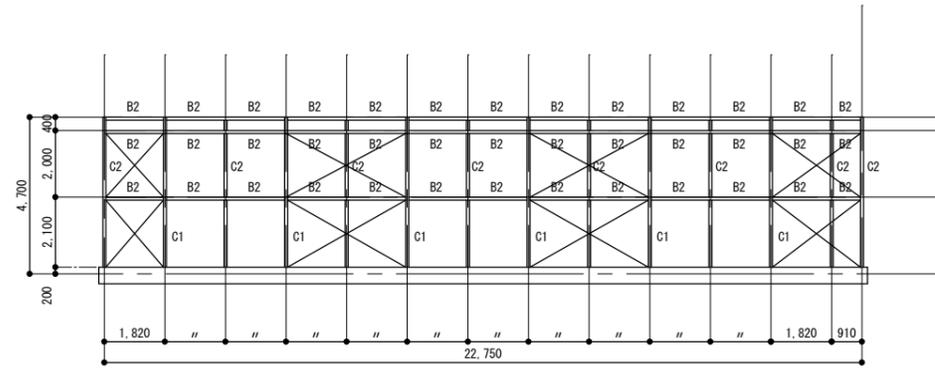
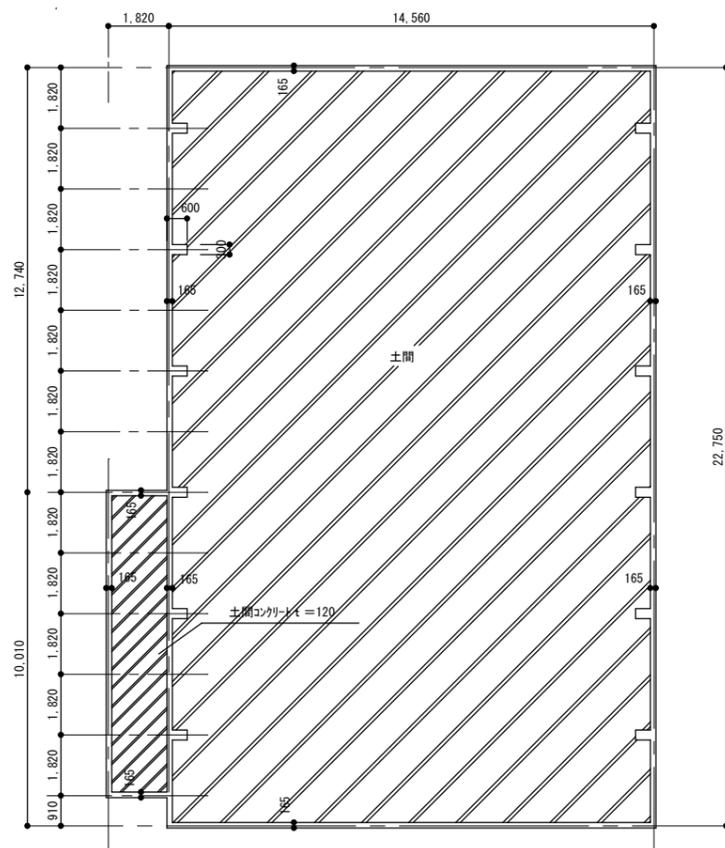
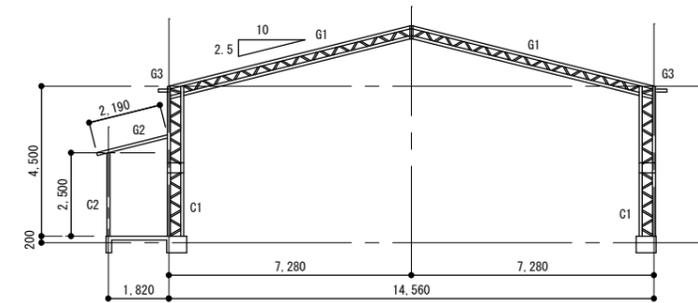
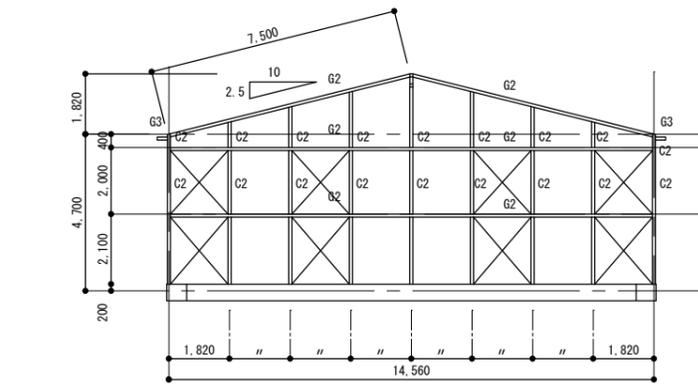
訂正

Kazu 一級建築士事務所  
前田和成 (一級建築士登録番号 第158503号)

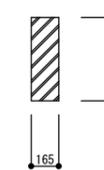
承諾 設計 担当 製図 縮尺 S=1:100  
前田 製作日

工事名称 平成24年度(緑越) 曾根地区倉庫解体工事  
図面名称 倉庫A 平面図 立面図 断面図 仕上表

図面番号



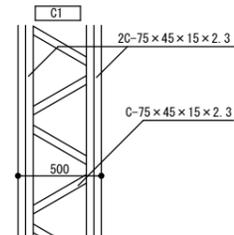
布基礎



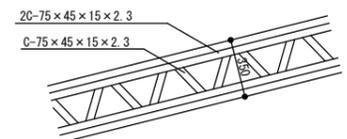
C2	20-75×45×15×2.3
G2	20-75×45×15×2.3
G3	20-75×45×15×2.3
B2	20-75×45×15×2.3
母屋	C-75×45×15×2.3

平面・水平プレス共鉄筋9φ

部材リスト



G1 B1



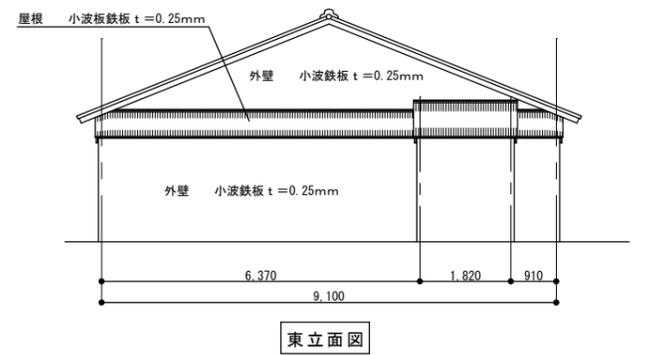
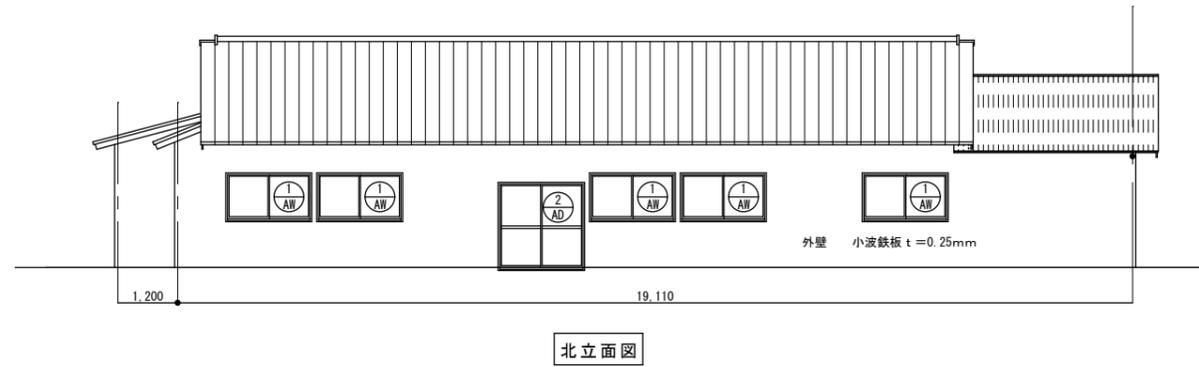
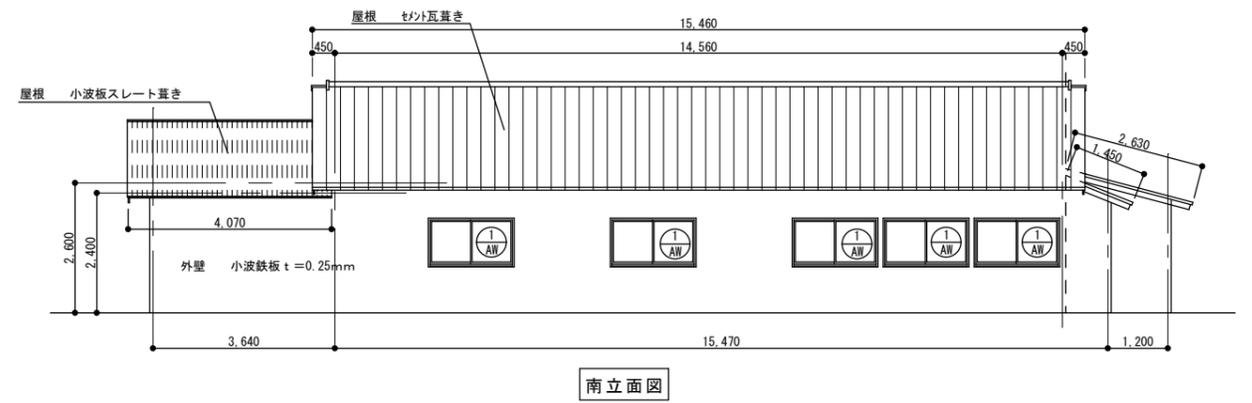
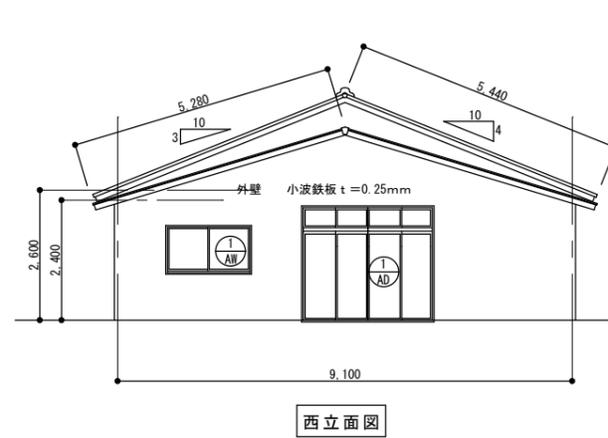
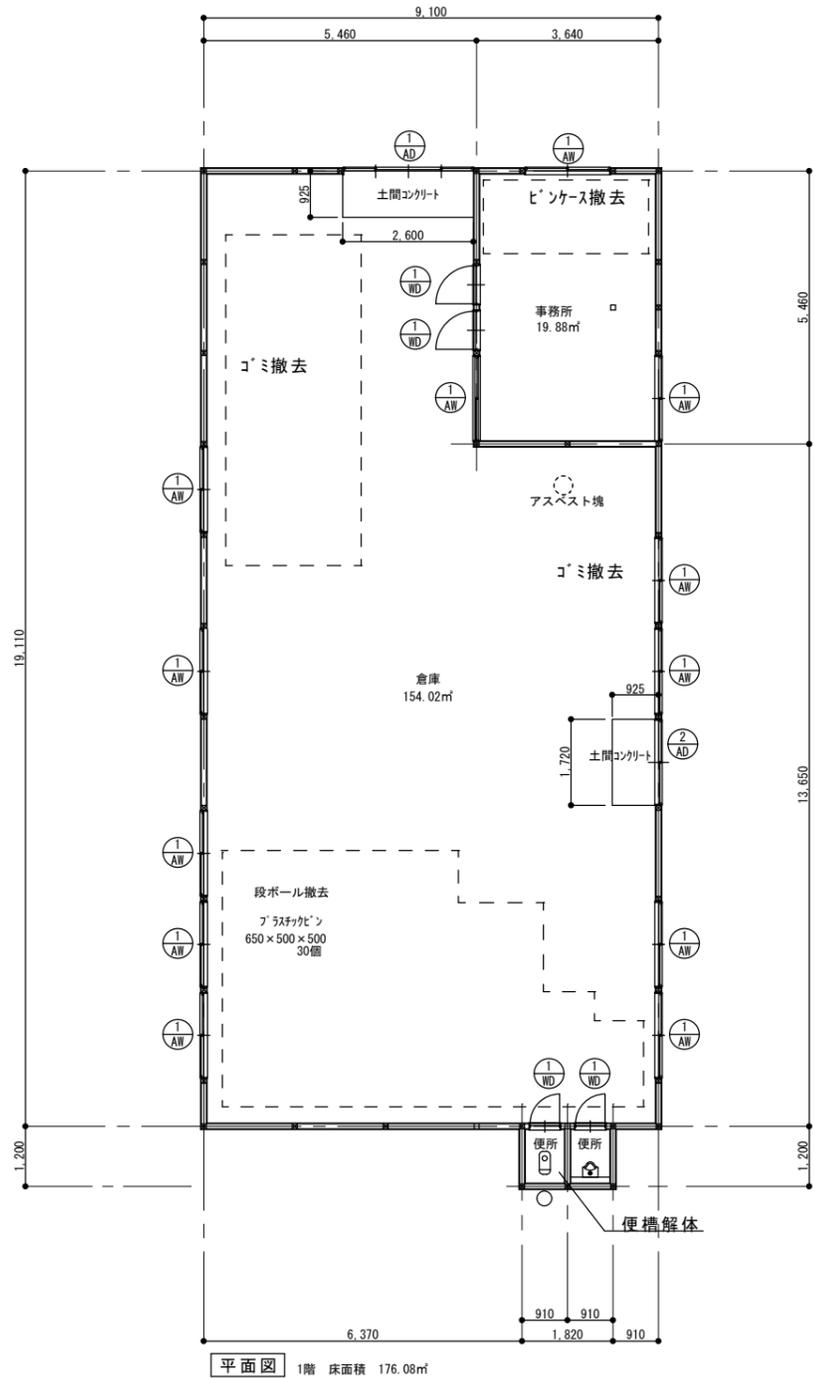
訂正	

**Kazu 一級建築士事務所**  
前田和成 (一級建築士登録番号 第158503号)

承諾	設計	担当	製図	縮尺
			前田	S=1:150
			製作日	

工事名称	平成24年度(繰越) 曽根地区倉庫解体工事
図面名称	倉庫A 構造図

図面番号  
**5**



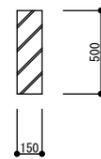
仕上表

屋根	せり瓦葺き 小波鉄板 t=0.25mm 小波スレート
外壁	小波鉄板 t=0.25mm
倉庫	
天井	化粧合板 t=4mm
壁	化粧合板 t=4mm
床	木板 t=12mm
事務所	
天井	化粧合板 t=4mm
壁	化粧合板 t=4mm
床	木板 t=12mm

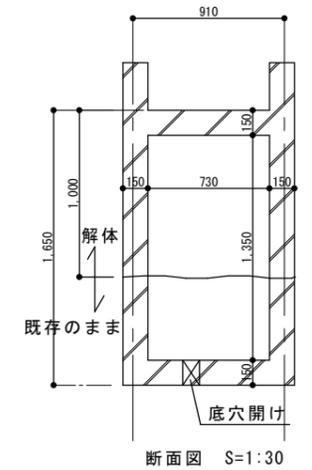
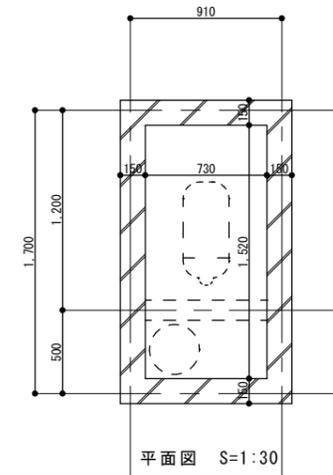
① AW	アルミサッシ 1ヶ所 W=2,580 H=2,250 ガラス t=4透明
② AD	アルミサッシ 1ヶ所 W=1,660 H=1,700 ガラス t=4透明

① AW	アルミサッシ 12ヶ所 W=1,650 H=880 ガラス t=4透明
① WD	木製建具 4ヶ所 W=750 H=1,800

基礎 布基礎



便槽



訂正

**Kazu 一級建築士事務所**  
前田和成 (一級建築士登録番号 第158503号)

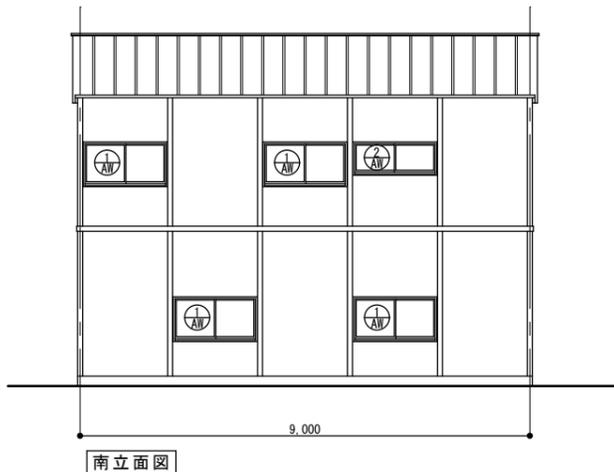
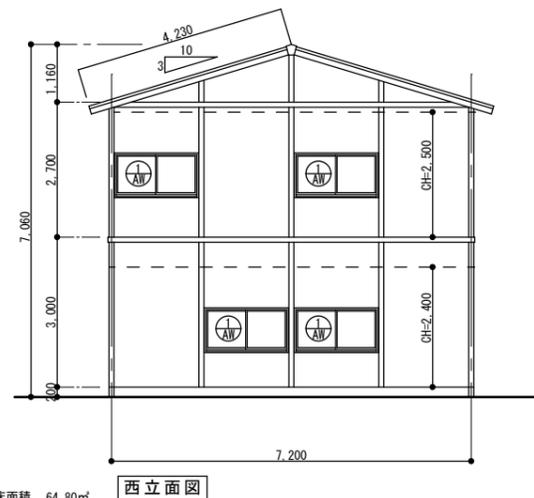
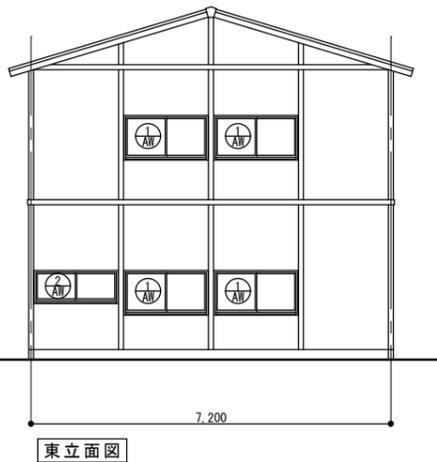
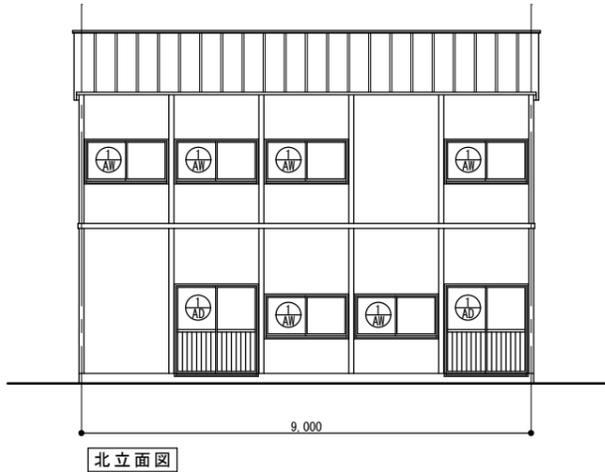
承諾 設計 担当 製図  
前田 製作日

縮尺

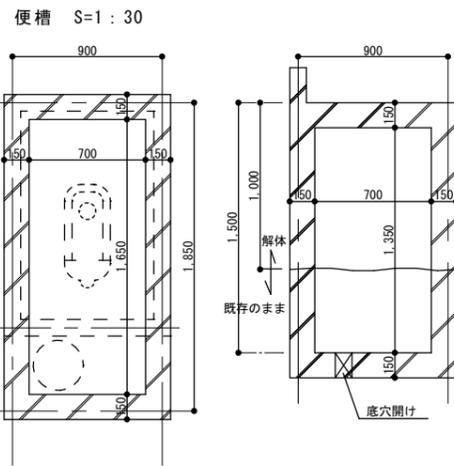
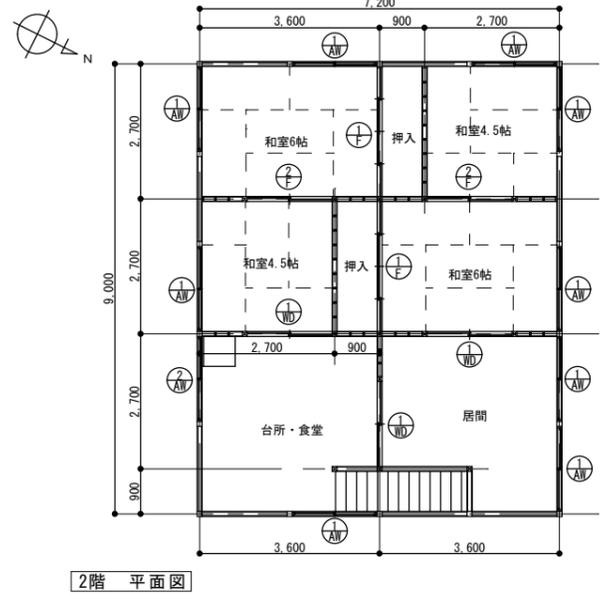
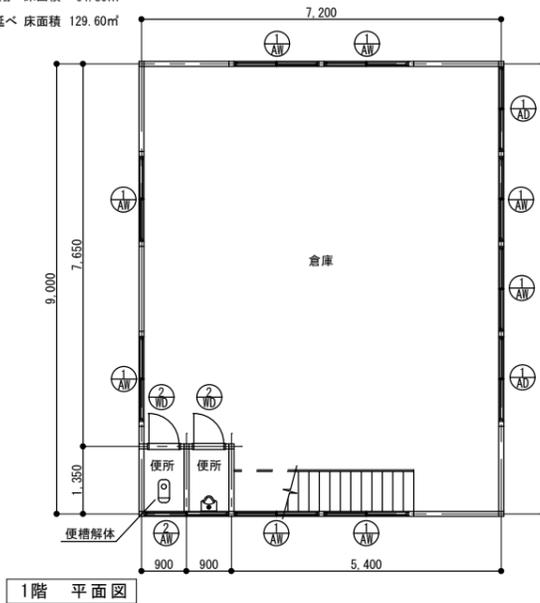
工事名称 平成24年度(繰越) 曽根地区倉庫解体工事  
図面名称 倉庫B 平面図 立面図

図面番号

仕上表		内部					
外部	内部	1階 倉庫	1階 便所	2階 和室	2階 居間、台所	2階 押入	
屋根 カラー鉄板 t=0.4mm	1階 倉庫	床 合板 t=12mm	床 コンクリート直押え	床 たたみ	床 フローリング t=9mm	床 合板 t=6mm	
野地板 合板 t=12mm	壁 合板 t=4mm	壁 珞モルタル t=25	壁 プリント合板 t=5mm	壁 プリント合板 t=5mm	壁 プリント合板 t=5mm	壁 合板 t=4mm	
外壁 サイディングボード t=12mm	天井 合板 t=4mm	天井 合板 t=4mm	天井 化粧合板 t=5mm	天井 化粧合板 t=5mm	天井 合板 t=4mm	天井 合板 t=6mm	
柱、梁鉄骨表し							

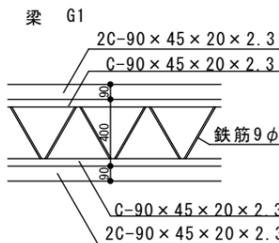


1階 床面積 64.80㎡  
2階 床面積 64.80㎡  
延べ床面積 129.60㎡

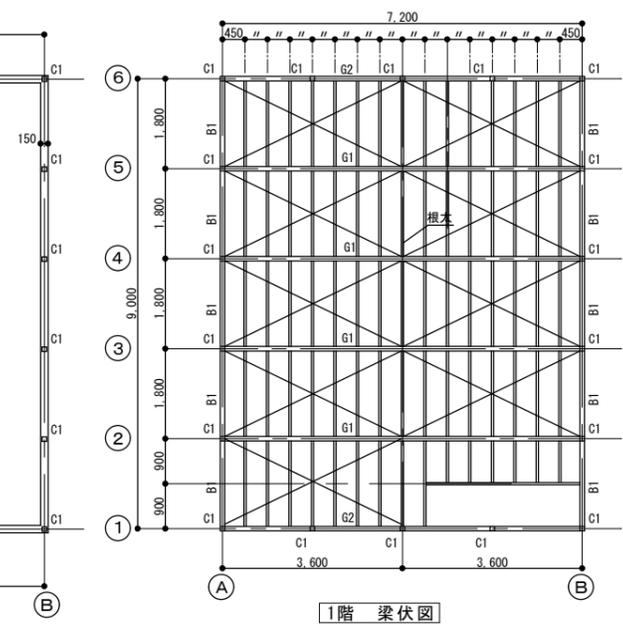
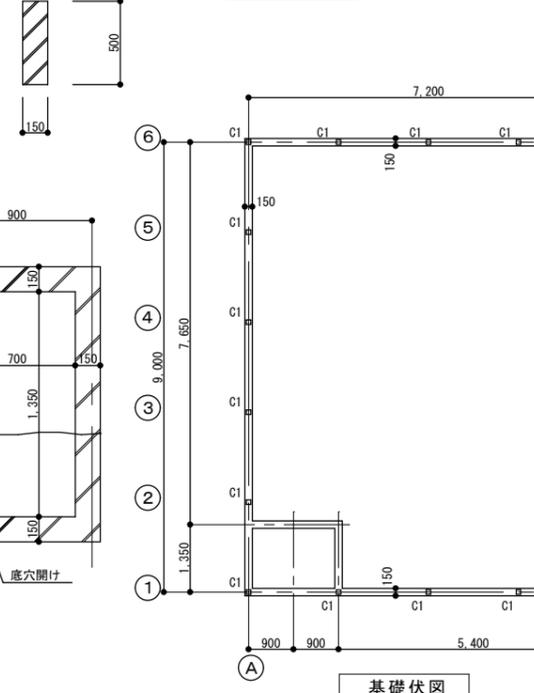
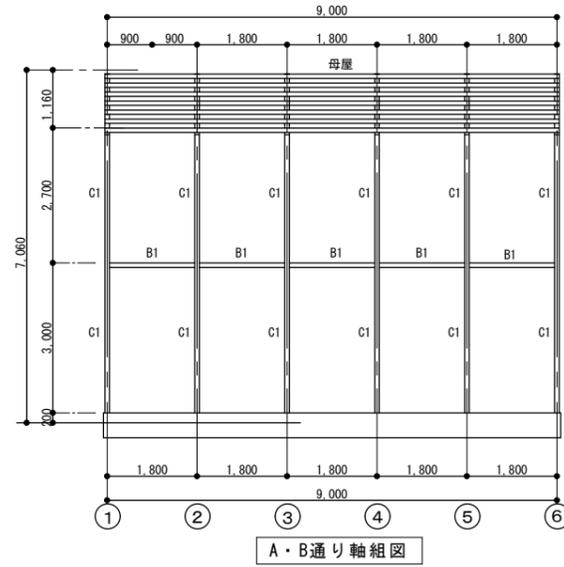
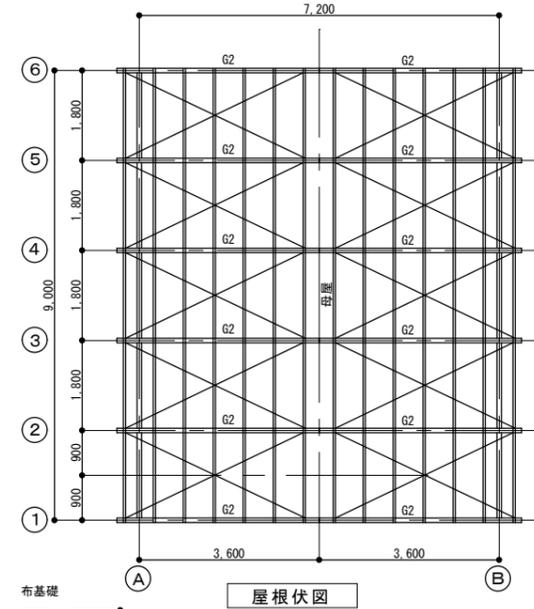
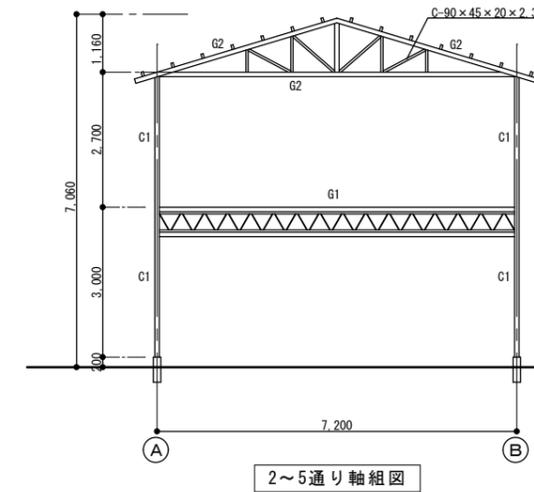
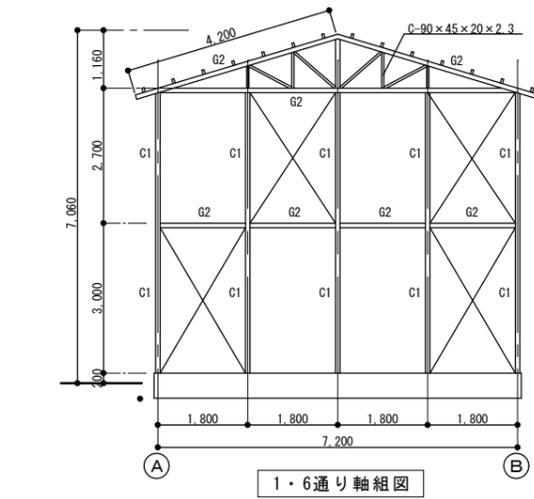


①	アルミサッシ 2ヶ所	W=1,700 H=1,750
②	ガラス t=4透明	
③	アルミサッシ 18ヶ所	W=1,700 H=900
④	ガラス t=4透明	
⑤	アルミサッシ 2ヶ所	W=1,700 H=570
⑥	ガラス t=4透明	
⑦	木建具 3ヶ所	W=1,700 H=1,750
⑧	ガラス t=4透明	
⑨	木建具 2ヶ所	W=600 H=1,750
⑩	化粧合板貼り	
⑪	フスマ 2ヶ所	W=2,600 H=1,750
⑫	ふすま紙	
⑬	フスマ 2ヶ所	W=1,700 H=1,750
⑭	ふすま紙	

部材リスト



柱	C1	2C-90×45×20×2.3
梁	G2	2C-90×45×20×2.3
	B1	2C-90×45×20×2.3
	B2	2C-90×45×20×2.3
根太		C-90×45×20×2.3
母屋		C-90×45×20×2.3
水平ブレス		鉄筋φ
壁面ブレス		鉄筋φ



訂正	

Kazu 一級建築士事務所  
前田和成 (一級建築士登録番号 第158503号)

承諾	設計	担当	製図	縮尺
			前田	1:100
				製作日

工事名称	平成24年度(繰越) 曾根地区倉庫解体工事
図面名称	倉庫C 平面図 立面図 構造図

図面番号  
7